

神奈川県飲用井戸衛生管理要綱の実施について

平成19年10月23日生衛第472号保健福祉部長通知
一部改正 平成20年4月1日生衛第2号保健福祉部長通知
一部改正 平成22年3月31日生衛第847号生活衛生課長通知
一部改正 平成25年3月12日環衛第379号生活衛生部長通知
(「飲用井戸衛生管理指導要綱の一部改正について」から改題)
一部改正 平成26年3月31日環衛第372号生活衛生部長通知
一部改正 平成27年3月26日環衛第222号生活衛生部長通知
一部改正 令和2年3月31日生衛第117号生活衛生部長通知
一部改正 令和6年4月26日生衛第1097号生活衛生部長通知

前文（略）

1 第2条関係（対象施設）

ただし書きの「食品営業施設」、「給食施設」、「旅館」、「公衆浴場」及び「プール」は、次の施設をいうものであること。

- (1)「食品営業施設」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第7項に規定する営業の施設をいう。
- (2)「給食施設」とは、食品衛生法に基づく営業の施設の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）第4条1項に規定する給食の施設をいう。
- (3)「旅館」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する営業の施設をいう。
- (4)「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する施設であって、業として経営されている施設をいう。
- (5)「プール」とは、神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第2条第4項に規定する施設をいう。

2 第3条関係（定義）

- (1)「地下水」とは、伏流水、深層地下水及び浅層地下水を、「表流水」とは、河川水、湖沼水、ダム水を、「湧水」とは、地下水が地上に湧き出したものをいう。
- (2)「専ら一戸の住宅」とは、個人が自己の家の飲料水として飲用井戸を使用している住宅をいい、同一敷地内において、親族等が暮らしている複数の建物を含む。
- (3)「導管」とは、水を導くための管状のものをいい、樋状のものは含まない。また、「その他の工作物」とは、取水、貯水、導水、浄水、送水、配水及び給水のための導管以外の施設をいう。

3 第4条関係（自主管理基準等）

- (1) 本条は、保健福祉事務所が設置者等に対して行う飲用井戸の自主管理に関する助言の内容を示すもので、履行を求めていると受け取られないよう留意する必要があること。

- (2) 第2号中「又はそのおそれがあるとき」とは、飲用井戸の破損又は雨水等の流入があった場合をいう。
- (3) 第3号中「健康を害するおそれ」とは、井戸水の水質が、水道法第4条に規定する水質基準に適合しない場合をいうのではなく、その水を使用すれば直ちに人の生命に危険を生じ、又は身体の正常な機能に影響を与えるおそれのある場合をいう。
- 具体例としては、次のような場合が考えられる。
- ア 水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- イ 浄水過程以降の水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- ウ 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき
- エ 工業用水道の水管等と誤接合されていることが判明したとき
- (4) 第3号ウ中「飲用水の安全性を確認してから給水を再開する」とは、設置者等が汚染原因の調査及び除去を実施した結果、井戸水が水質基準に適合していることを確認してから飲用をすることをいい、浄水処理等を行っても安全が確保できないおそれがあるときは、当該飲用井戸の水を飲用しない、又は水道給水区域内にあっては水道を利用するものであること。

4 第5条関係（汚染が判明した場合の措置）

- (1) 保健福祉事務所が行う現地調査は、設置者等が自ら行う飲用井戸の汚染原因の調査及び除去の効果的実施に適切な助言を行うためのものであり、他行政機関の所管に係る事業活動その他に起因する汚染及び原因調査を意味するものではないこと。
- (2) 保健福祉事務所は、汚染原因が他行政機関の所管に係る事業活動その他に起因し、又はその疑いがあることを知り得たときは、当該行政機関に適切な措置を講ずるべきことを要請するものであること。

5 第6条関係（連携・協力体制の構築）

- (1) 保健福祉事務所は、地下水等の汚染事故の情報提供を受けたとき、又は自ら飲用井戸の汚染を発見したときの対応を円滑に行うため、町村及び地域県政総合センター等関係機関（以下「町村等」という。）と緊急連絡網や役割分担を定めるなど、連携・協力体制を構築し、日ごろから維持しておくこと。連携・協力体制を構築する際は次の点に留意して行うこと。
- ア 町村等ごとに地域の実情に即して構築し、定期的に見直すこと。
- イ 地下水等汚染事故の情報を飲用井戸の設置者等に速やかに提供できるよう当該個人情報取扱い及び提供方法について整理しておくこと。個人情報の取扱いについては、町村等ごとに対応が異なることから、各保健福祉事務所がそれぞれ整理しておくこと。
- 例えば、次のような事項について整理しておくことが考えられる。
- ・ 町村等が保有している設置者等の個人情報の提供が可能か否か
 - ・ 提供できないとした場合、町村等から地下水等汚染情報を設置者等に提供してもらえるか否か

- ・ 保健福祉事務所、町村及び地域県政総合センターが、相互に提供し合う個人情報について本人の承諾を得ているか否か

ウ 地下水等汚染事故の発生時等緊急を要する場合に、保健福祉事務所が過去保有していた飲用井戸設置者等の個人情報を使用することは目的外使用に当たらないが、水質検査依頼等により知り得た飲用井戸設置者等の個人情報を取り扱う場合は、できる限り事前に（事前に通知することが不可能なときは事後に）目的外使用をした経緯を本人に通知することが必要となるものであること。保健福祉事務所が過去保有していた飲用井戸設置者等の個人情報を取り扱う場合も、同様に個人情報を使用した経緯を本人に通知することが望ましい。

- (2) 保健福祉事務所は、地下水等汚染事故の連絡を受けたとき、又は自ら地下水等の汚染事故を発見したとき、当該情報を提供する対象として飲用井戸を選定する場合は、別紙1を活用されたいこと。

6 飲用井戸自主管理基準

飲用井戸自主管理基準は、設置者等が自らの責任において実施する項目を記載しているもので、助言する際は次の点に留意して行うこと。

- (1) 給水開始前の全項目水質検査については、塩素消毒を実施していない場合は、消毒副生成物の検査を実施する必要はないものであること。
- (2) 塩素消毒については、原水の水質検査の結果、一般細菌若しくは大腸菌が水質基準値を超えている場合、又は水源の種別、取水地点、周辺環境、近隣井戸の水質状況等を勘案してそのおそれがある場合は、塩素消毒が必要となるものであること。やむを得ず塩素消毒ができない場合は、煮沸してから飲用する等病原生物による感染症を防止した上で飲用するものであること。
- (3) 飲用井戸の施設に人又は動物が立ち入って井戸水を汚染するおそれがある場合は、飲用井戸の周囲を柵で囲い、かつ、施錠をし、必要な場合は標識、立札、掲示等により注意を喚起するものであること。
- (4) 「給水栓における水の色、濁り、臭い、味の異常の有無に関する検査」とは、無色透明のガラス製容器（約200ミリリットル入り）に採水し、気泡等が上昇消失した後、肉眼で黒色紙、白色紙等を背景として透視し、色のないこと、濁りがないこと、臭気（塩素臭を除く。）が異常でないこと及び味が異常でないことを検査するものであること。なお、検査をする際には、あらかじめ給水管内に停滞していた水が新しい水に入れ替わるまで放流してから採水するものであること。
- (5) 給水栓における残留塩素濃度の確認は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第17条第2項の規定に基づく環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号）別表1から別表5までに定めるいずれかの方法によるが、設置者等の負担とならないようなるべく安価で容易な方法を推奨するものであること。
- (6) 飲用井戸の定期水質検査の助言については、別紙2を参考に実施するものであること。
- (7) 飲用井戸の水質検査において、衛生研究所が業務の都合により検査を受託できないと回答した場合にあっては、水道法第20条登録検査機関を紹介するものであること。
- (8) 給水栓における水質検査の結果、水質基準に適合しない項目があった場合には、当

該項目について臨時水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認してから飲用するものであること。浄水処理等を行っても井戸水の安全が確保できないおそれがあるときは、当該飲用井戸の水を飲用しない、又は水道給水区域にあっては水道を利用するものであること。

環境省通知において示された地下水汚染到達距離

水質基準項目（臨時水質検査項目）等	地下水汚染 到達距離の一般値
四塩化炭素、 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、 ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、 トリクロロエチレン、ベンゼン（揮発性有機化合物）	概ね1,000m
六価クロム化合物	概ね500m
ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、 ホウ素及びその化合物	概ね250m
シアン化物イオン及び塩化シアン、 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、 水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、その他	概ね80m

「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」
（平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知）
（項目名等は水道水質基準項目に合わせて一部改変）

定期の水質検査について

- 1 井戸水の定期の水質検査については、次のような目安で実施するよう助言すること。
A：基本的な項目として、毎年1回以上定期的な水質検査が必要な項目（11項目）
B：県内の井戸水において基準に適合しない例があり、かつ健康への影響がある項目なので、
周辺地域の状況を考慮して、できるだけ水質検査を行うことが望ましい項目（8項目）
C：過去にこれらの項目について検査を行っていない井戸では、水質検査を行うことが望ましい項目（21項目）
D：消毒副生成物（塩素消毒によってできる物質）であるので、塩素消毒後の水で水質検査
を行うことが望ましい項目（11項目） 塩素消毒をしていない井戸では省略できる。
- 2 初めて飲用する場合は、A～Dすべての検査を実施するよう助言すること。
- 3 井戸水の水質は常に変化していることから、B、C及びDの検査を3年に1回以上は実施するよう助言すること。

※ A～Dは裏面に記載

<参考> 井戸水で問題となる主な項目

項 目	水質基準	項目の説明（健康への影響など）	家庭での対応
一般細菌	100個/mL以下	基準値を超えた場合、病原生物の混入が疑われる。	煮 沸
大腸菌	検出されないこと	検出された場合、O157、クリプトスポリジウムなど病原生物の汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性がある。	煮 沸
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	乳児におけるチアノーゼ（メトヘモグロビン血症）の原因となるほか、体内で発ガン物質が生成されるといわれている。	困 難
鉛	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、下痢、貧血、神経障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。	困 難
ヒ素	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、嘔吐、下痢、粘膜・皮膚・筋肉の障害がおこるといわれている。	困 難
トリクロエチレン	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。	煮 沸
テトラクロエチレン	0.01mg/L以下		
シス-1,2-ジクロエチレン及びトランス-1,2-ジクロエチレン	0.04mg/L以下		

水道水質基準（51項目）一覧表

項 目	水質基準	項目の説明		井戸水検査の目安	
一般細菌	100個/mL以下	健康	細 菌	A 11項目	
大腸菌	検出されないこと				
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		非金属		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	性状	一般性状		
塩化物イオン	200mg/L以下				
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下				
pH値	5.8以上8.6以下				
味	異常でないこと				
臭気					
色度	5度以下				
濁度	2度以下				
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	健康	金 属	B 8項目	
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		揮発性 有機化合物		
四塩化炭素	0.002mg/L以下				
シス-1，2-ジクロロエチレン及びトランス-1，2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				
ジクロロメタン	0.02mg/L以下				
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				
ベンゼン	0.01mg/L以下				
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	健康	金 属	C 21項目	
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		非金属		
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				
六価クロム化合物	0.02mg/L以下				
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下				
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下				
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				
1，4-ジオキサン	0.05mg/L以下				
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	性状	金 属		D 11項目
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				
銅及びその化合物	1.0mg/L以下				
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		一般性状		
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下				
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下				
蒸発残留物	500mg/L以下				
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下				
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下				
フェノール類	0.005mg/L以下				
ジェオスミン	0.00001mg/L以下		界面活性剤		
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下				
塩素酸	0.6mg/L以下	有機化合物			
クロロ酢酸	0.02mg/L以下				
クロロホルム	0.06mg/L以下				
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下				
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	健康	消毒 副生成物		
臭素酸	0.01mg/L以下				
総トリハロメタン	0.1mg/L以下				
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下				
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下				
ブロモホルム	0.09mg/L以下				
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下				